

令和4年第2回
福岡地区水道企業団議会定例会
決算等特別委員会会議録

(令和4年8月22日開催・議案審査分)

福岡地区水道企業団議会

質疑・意見	答弁
<p>○ 海水淡水化について確認する。</p> <p>1日平均供給水量は日量2万3,000トンということになっているが、海水淡水化の最大能力は5万トンである。それでいいと思っているが、その必要性について改めて尋ねる。</p>	<p>△ まず私たち企業団の使命は構成団体へ協定水量を安定的に供給していくことで、これはすなわち1日も欠かさず送り続けることである。</p> <p>委員が言われた日量2万3,000トンは年間の平均の数量であり、仮にこの数量で施設能力を決めてしまうと、この平均を超えた日は、協定水量を構成団体にお届けできない日が出てくるということである。</p> <p>海水淡水化センターの能力については、渇水時などに必要となる最大の能力、つまりピーク時の能力をしっかりと確保しておく必要がある。</p> <p>現に、令和元年度には5万トンのフル生産を行っており、昨年度や今年度も雨が少なかったことで、フル生産の準備をしていた。</p> <p>これらのことから5万トンという能力は福岡都市圏にとって欠かせないと思っている。</p> <p>一方で水需要の面から見ても、福岡都市圏はまだまだ人口が伸びており、今後も水需要が増えていくと考えている。また各構成団体においても、気候変動に伴う渇水リスクの増大や施設の老朽化などの問題に直面しており、各構成団体の自己水源からの水道の安定供給に対するリスクの増大の懸念が出てきている状況である。</p> <p>これらを踏まえると、私どもはしっかりと各構成団体に安定的に協定水量を送っていくことが大変重要である。そのためには、この海水淡水化センターの5万トンは、しっかりと今後も維持していく必要があると考えている。</p>
<p>○ 昨年も雨が少なく給水制限が必要かという状況が、春先からゴールデンウイ</p>	<p>△ 当企業団は、筑後川水系に水源を確保することによって、本来各自治体が行う</p>

質疑・意見	答弁
<p>クぐらいまで大変心配されたが、明けるとすぐにかんりの雨が降ったので持ち直したということもあった。今年も梅雨が早く明けてしまったが、先週の土曜日に大雨が降り、何とか少し持ち直すかなという状況になっている。要は、降るときはゲリラ豪雨で、降らないときはからからということなので、安定的に水を供給できるという海水淡水化施設の必要性は論をまたないと思っている。</p> <p>そこで、水道企業団の水を安定供給するという役割、責任について、改めて答弁を求める。</p> <p>○ 企業団は大渴水を経験して設立されたもので、ダムや海水淡水化施設まで造ってきた。それは筑後川ばかりにお任せはできないので、自助努力、できることはちゃんとやろうということで造ってきた。その中の一つが海水淡水化施設であるが、天候に左右されない海水淡水化の必要性は、先ほども言ったが、論をまたないと思う。この議論に関しては、もうピリオドを打っていいのではないかと考えている。あとは設備更新ということになってくるので、それについて全力を傾けて企業団がやっていただくように要望する。</p>	<p>べき事務の一部を効率的に共同処理するために設置された一部事務組合である。その役割としては、構成団体から託された用水供給という事務を確実に行うことである。</p> <p>現在、水道事業を行っている全国の自治体では、人口減少に伴う料金収入減による経営状況の悪化、施設の老朽化、人材不足などの様々な課題があるが、このような状況の中で、国においては令和元年に水道法を改正し広域連携が進められている。例えば、隣接する市町が小規模で非効率な浄水場を統合するなどにより、市町の枠を越えた連携を行うことにより、経営基盤の強化、管理の効率化を図る広域連携を進めている。</p> <p>今後、福岡都市圏の構成団体においても同様な課題に直面した時、もともと広域的に用水を供給しており、スケールメリットが働く当企業団の役割は、ますます重要になってくると考えている。</p> <p>△ 今、平畑委員から要望ということであったので、最後に少しお話し申し上げたい。</p> <p>これまでもお話ししてきたが福岡都市圏全体を支えるためには、海水淡水化施設は不可欠なものだと考えている。ただ、水を低いところから高いところに上げたり、超高压で海水から淡水を絞り出すような施設であり、エネルギー問題もある。さらにはランニングコストを削っているが、まだ削り代があるかもしれない。いろんなことがあると思っている。</p> <p>今回、平畑委員から海水淡水化施設の必要性はあるということを重ねて言っていたので、私たちはそれを前提に、もっと海水淡水化のコスト、さらに環境へも配慮しながらしっかり取り組ん</p>

質疑・意見	答弁
<p>○ 地球温暖化対策についてお尋ねする。 先ほど説明があったように、次期財政収支計画にこの地球温暖化対策を盛り込むということであるが、大変重い課題だと認識をしており、この課題に対してどのように向き合って、具体的にどういう取組を進めていくつもりかお聞かせいただきたい。</p>	<p>でいきたいと思う。</p> <p>△ 地球温暖化に伴う気候変動の影響については、企業団にとっても身近に感じている。 先ほど説明した残留塩素濃度低下の問題は、気温の上昇や渇水傾向などが生物の増加に結びついたものである。近年、渇水傾向が続いており、心配しているところであり、しっかりと脱炭素に取り組んでいかないといけないと思っている。 また、気候変動対策については、大きく2つあると言われている。1つはCO₂削減などの緩和策で、もう一つは気候変動に伴う災害に備えるための適応策で、この2つを両輪で同時に進めていくことが、非常に重要であると言われている。 緩和策については、企業団としてはこれまでどおり省エネ機器の導入や、海淡水施設の効率的な運用、再生可能エネルギーの導入、これは具体的には牛頸浄水場での太陽光発電を今検討している。 適応策については、先ほど申し上げた残留塩素濃度低下問題への対応や、渇水リスクへの備えとして、大変重要な役割を持っている海水淡水化センターの設備更新、これについては効率化と省エネ機器の導入について、今しっかりと検討を進めているところである。</p>
<p>○ CO₂の削減も大事であるが、同時に近年、本当に渇水傾向にあったり、水質が悪化するという問題もあり、これらに対する備えもする必要があるという意味では、水道企業団自体が温暖化の影響を受けていると思う。 そういう中で金曜日の質疑の中で、企業団が温暖化対策の計画を持っていない</p>	<p>△ 地球温暖化対策については、企業団の環境保全実行計画を策定して、それに基づいて実施している。この環境保全実行計画は、平成20年に京都議定書の目標達成計画が示され、この京都議定書目標達成計画に基づき、平成22年度に企業団として環境保全実行計画を策定した。これは当然、当時の地球温暖化対策推進法、</p>

質疑・意見	答弁
<p>のは法律に違反しているのではないかとの指摘があったが、事実関係についてはどうか。</p>	<p>いわゆる温対法の規定に基づいて地方自治体計画として策定したもので、法定計画ということである。しかしながら、平成22年のことであり、その後温対法は大きな改正が何回も行われている。この地方自治体の計画策定の内容、どういうことを盛り込むのかということの規定についても、平成28年、あるいは令和3年にも大きな改正が行われている。</p> <p>この改訂の中で、経過措置という形で、新法が施行される前に、現にある旧法の計画は新法の計画とみなすという規定に基づけば、我々の計画は今でも法律的に有効であるということで計画はあると認識をしている。しかしながら、質疑の中での御指摘は、カーボンニュートラルに関する計画がないのではないかという御指摘でもあった。このカーボンニュートラル、二酸化炭素の排出量を、排出と吸収をバランスさせていくという概念、これは令和2年10月に、2050年にカーボンニュートラルを実現するという国の宣言、そして、それに基づいて令和3年6月に地球温暖化対策推進法が改正され、その中でカーボンニュートラルという基本概念が初めて法律上明記されたということである。</p> <p>この法律に明記されたカーボンニュートラルに関する計画は、国の法律が施行されたのが令和3年6月であるので、まだ1年足らずということで、私どもはまだ間に合っていない。福岡市においても、この令和4年9月によりやく策定公表になると聞いている。</p> <p>この新しい法律に基づいた新しい計画、これは今からカーボンニュートラルという国の示した概念に基づいて、地方公共団体が計画の中で位置づけるもの、それから、実際の役割などを十分に踏ま</p>

質疑・意見	答弁
<p>○ 改正前の時点で経過措置があったということで違法ではないことは分かるが、法改正も頻繁にされるので、計画の進捗管理をしっかりとやっていたのかなと思うが、その点はどうか。</p> <p>○ 一つ一つ丁寧に手続を行っていくことが非常に重要であり、今後はそういうことがないようにしっかりとやっていただきたいということを要望する。</p> <p>先ほど平畑委員からも、企業長からもお話があったとおり、福岡都市圏には海水淡水化施設がないと駄目だと思う。ただし、大きなエネルギーを消費するので、CO₂の吸収量と排出量のバランスを取ることは、相当な技術がないとできないことだろうと思う。</p> <p>そういう意味で、企業団が海水淡水化施設という必要不可欠な施設を抱えなが</p>	<p>えて、しっかりと検討し実施をしていきたい。</p> <p>△ 計画の進捗管理については、古い計画ということもあり、しっかり法に定められた義務を果たしてきたつもりであるが、実は毎年度のエネルギー消費量、電力消費量であるとか、それに基づくCO₂排出量、これらは主務官庁、主務大臣への報告が義務づけられており、これらはきちんと毎年報告をし、環境省のホームページにも公表されている。</p> <p>しかしながら、実はもう一つ、私ども自らがやったことを評価し、その評価書を公表する手続については、平成29年以降行われていないということが、今回、我々の内部精査で分かった。この義務についてきちんと果たせていないことについては、深くおわびを申し上げる。</p> <p>△ 総務部長からおわび申し上げたが、私どもできちんとしたフォローができていなかったことが判明している。福岡地区水道企業団を代表して、皆様におわび申し上げます。</p> <p>△ 企業団が地球温暖化対策、カーボンニュートラルにどうやって取り組んでいくのか、総括的に答弁をさせていただく。</p> <p>企業団の使命については、先ほど平畑委員からも御指摘があったように、水の安定供給、これが企業団の使命、役割である。一方で地球温暖化対策については、この地球にいる一構成員として、全てがひとしく果たさなければならない社会的な責務であると考えている。</p> <p>水の安定供給という我々の本来の使命と、地球環境、地球温暖化対策という社会の構成員としての責務の両方の balan</p>

質疑・意見	答弁
<p>らカーボンニュートラルを達成するのは相当難しいことだと思うし、先週、企業長自身もそう言われた。</p> <p>どのようにしてその難しい課題を乗り越えていこうと思われているのか、お聞かせいただきたい。</p> <p>○ 短期的には大変難しいと思うが、海水淡水化施設を抱えている以上は、コストの問題もあり、時間もかかるかもしれないが、何が何でも頑張っていたきたい。</p> <p>海水淡水化の技術も、昔は夢の技術と言われていたが、今や全世界で日常生活を支える技術となっていることを考えれば、これからも企業による技術革新はどんどん進んでいくと思うし、価値観もいろいろ変わっていくと思う。企業長がチャレンジしていくと言われたのは、そういうことも含めてチャレンジしていくということだと理解をしており、いろんなところにアンテナを張っておいていただきたいと思う。視察にもどんどん行っていただき、しっかり情報も収集しながら、地球温暖化対策のためにできること</p>	<p>スを取りながら果たしていくというのは、非常に難しいことである。少なくとも短期的には難しいと考えている。</p> <p>しかしながら、海水淡水化施設は必要不可欠であるということで、再三答弁申し上げてきたし、本日の議論の中でもどのように答弁させていただいた。これがあることを前提に、我々は社会の構成員として地球温暖化対策に真剣に取り組んでいかなければならないと考えている。難しい問題であるがゆえに、我々はありとあらゆることに取り組んで挑戦していかないといけないと考えている。</p> <p>先ほど施設部長が答弁したように次期財政収支計画の中で幾つか取り組めるものもあるが、それ以外にもいろいろなことにチャレンジをしていきたい。単なる排出量の削減だけではなく、吸収量であるとか、社会貢献も含めて様々取り組んでいきたい。</p> <p>△ 松野委員から2月議会に引き続き環境に対してお話を頂戴した。海水淡水化技術そのものは、昭和の時代から注目していたが、まだ当時は実用化の域に全く届いていなかった。それが今では、世界中でおそらく1万7,000程度が稼働している。</p> <p>そのようなことを考えると、金曜日の質疑の中で、短期的には温暖化、CO₂等の吸収量と排出量のバランスは短期的には難しいだろうとお答えしたが、松野委員が言われたように、企業団として、海水淡水化という世界最先端の技術を持っており、常にアンテナを張りながら、いろいろチャレンジしていこうと思っている。短期的には難しいかと思うが、一生懸命努力しながら、少しでもいい方向に持っていきたい。</p>

質疑・意見	答弁
<p>は何でもやるという意気込みで頑張っていたきたい。もちろん、水の安定供給を損なうということは絶対にあってはならないことであるが、可能性があればリスクを恐れず積極的に地球温暖化対策に取り組んでもらいたいと思う。</p> <p>最後に、企業団として確固たる御決意を改めて確認させていただきたい。</p> <p>○ 頑張っていたきたい。</p> <p>○ 意見が平行線になっているものは横に置いておいて、別の角度からこの委員会では質問する。</p> <p>最初に、地区水道企業団の取引状況について質問する。</p> <p>地区水道企業団の取引については、地区水道企業団が決算年に取引したうち、課税仕入れを行う事業者があるか、ないか答弁を求める。</p> <p>○ 来年10月施行の消費税の適格請求等保存方式の導入により、地区水道企業団がインボイスを発行しなければ、取引事業者は消費税の仕入れ税額控除を受けることができなくなる。税務署へのインボイス発行事業者としての登録申請が必要になると思うが、答弁を求める。</p> <p>○ 既に終わっているということで理解する。地区水道企業団は公営企業会計であるため、消費税の申告義務がある。これまでも取引業者の売上げが1,000万円以上の場合は、その業者は課税事業者として消費税を納税している。ところがインボイス制度導入後、地区水道企業団から課税仕入れを行う全ての事業者は、仕入れ税額控除をするためにインボイスが必要となる。このような事業者と取引がある</p>	<p>金曜日もお答えしたが、いろんなことをチャレンジしていくときに、適宜、議会に御相談、御報告しながら進めていきたい。我々も試行錯誤しながらになると思うが、どうか議会の皆様の御支援を賜りたい。</p> <p>△ ありがとうございます。</p> <p>△ 令和3年度に課税仕入れを行った事業者はある。</p> <p>△ インボイスの発行に係る登録については、令和4年3月に登録手続を完了している。</p> <p>△ インボイス制度によって免税事業者に対しては、免税事業者が課税仕入れ分についての消費税額からの控除ができなくなることによって、企業団における消費税納付額が増加する懸念があるが、国の制度に基づき適切な処理に努めていきたい。</p>

質疑・意見	答弁
<p>地区水道企業団は、インボイス発行業者の登録が必要になり、今の手続を行ったということである。</p> <p>やはりこの制度は本当に面倒で、しかも取引業者のうち、これまでは免税業者であった事業者に対して、課税業者への転換を結果的に国を挙げて迫っていくものになってしまう。この制度はやめたほうがよいのではないかと思うが、御所見を伺いたい。</p> <p>○ では、今度は免税業者から買い入れる場合についてお聞きする。</p> <p>仕入れ税額控除の問題が発生すると理解する。地区水道企業団が決算年に取引したうち、免税事業者からの仕入れがあれば、その全てについて款、項、目ごとに件数と支出額をお答えいただきたい。</p> <p>○ システム管理が追いついていないという事情はよく分かる。ただ、一定の数があることになってくるが、仕入先の免税業者に対して、課税業者への転換を強いることなどがあってはならないと思うが、御所見を伺いたい。</p> <p>○ ぜひそうしていただきたい。</p> <p>地区水道企業団が取引している中小零細業者の経営に打撃を与え、地域経済に重大な影響を与えるようなことは招いてはいけない。インボイス制度の煩雑さから、取引業者などへの丁寧な説明がこれからも必要だと思う。また、国にはやめたほうがよいのではないかと、現場から意見を上げていくことも必要になると思うが、この問題の最後に責任ある答弁を求める。</p>	<p>答弁</p> <p>△ 免税事業者への支出については、財務会計システム上、管理をしていないので集計することができない。</p> <p>△ こちらから課税仕入れ業者への転換を求めるということは考えていない。</p> <p>△ いわゆるインボイス制度についての御指摘については、インボイス制度は消費税が8%と10%と2つの税率が混在していて、取引をする上で、その総額の中の税率が8%なのか10%なのかということが判別しづらいという取引上の事情があって、そういうことをきちんと分かるようにする仕組みだと私は理解をしている。そういった取引上の課税仕入れ、あるいは課税取引の額をきちんとお互いに確認し合うということのためにこの制度が導入されたという理解であるので、そういう制度の趣旨にのっとって我々は運</p>

質疑・意見	答弁
<p>○ ぜひ適切な運用を求める。</p> <p>次に、労災の再発防止について質問する。決算年に残念な死亡事故が起きたことは昨年の用水供給事業促進対策委員会でも議論になったところであり、我々も確認をしてきたところである。</p> <p>だからゆえにお尋ねする。決算年と今年度で再発防止に取り組んできていると思うが、何をどう対策として強化したのか。</p> <p>○ ぜひその取組を強めていただきたい。</p> <p>昨年、企業長が委員会の中で、請負業者も含めてある種の油断があったというふうに自己分析された。ある種の油断とは、その意味合いを教えてください。</p> <p>○ ぜひ再発防止に向けた取組を、これで</p>	<p>用していきたい。</p> <p>当然、委員御指摘のように、免税事業者のほうの手間が煩雑になるであるとか、それから、不利益な取引にするというのは一切考えていないので、関係機関できちんと経過措置も設けて、説明会なども行われると聞いているので、この法律を適切に運用していきたいと考えている。</p> <p>△ まず、事故が起こった昨年9月以降、昨年10月に工事現場の安全点検表に再発防止のチェック項目を追加し、それに基づいて工事現場の安全点検を行っている。</p> <p>今年度からは、月1回、私、課長と係長で安全パトロールを行っている。</p> <p>また、この9月に管路整備工事の受注者、管の布設に関する下請業者、企業団の土木職員を対象に安全講習会を開催し、事故の起こった原因を確認しながら再発防止に努めていきたい。</p> <p>△ 油断については、業者さんが工事を進めるに当たって、毎日毎日同じ作業を繰り返す中で、やはり慣れがどうしても出てくる。</p> <p>事故が起こる原因の多くは、これぐらいは大丈夫だろう、これぐらいだったら事故は起こらないだろうといった慣れからくる思い込み、油断、こういうことが事故につながると言われている。</p> <p>やはり重ね重ねというか、口酸っぱくというか、昨年こういう事故が起こったんだということを繰り返し繰り返し伝えるということで、そういう慣れとか油断をなくしていこうと考えている。</p> <p>△ 企業団が管理している水管橋の数は全</p>

質疑・意見	答弁
<p>よしとはせずに、いつもさらにどうだろうかという立場から見ていていただくことを要望しておく。</p> <p>次に、送水管の水管橋の点検について質問する。決算年の10月に、和歌山市内で水管橋の崩落事故が起きた。水道企業団はこれを受けて緊急点検を行ったと思うが、点検した水道橋等の数は幾つで、どのような調査を行ったか、答弁を求める。</p>	<p>部で48橋である。点検結果については、外面塗装の剝離、さび、腐食等の軽微な損傷が見受けられたが、落橋に至るような大きな損傷はなかった。</p>
<p>○ 48橋のうち、パイプビーム形式と補剛形式はそれぞれ幾つあるか教えていただきたい。</p>	<p>△ 補剛形式については、管単体ではなく、トラスやフランジによって管を補強している形式のものであり、2橋である。</p> <p>パイプビーム形式の数については、確認のために時間をいただきたい。</p>
<p>○ パイプビーム形式の数については結構である。</p> <p>今言われた補剛形式の場合は、単体で水道管だけではないので、構造物であったり、どこかの自治体の道路設備に付随しているとすれば、道路のほうも見なくてはならない。道路のほうから橋梁を見なければならぬ。連絡を取り合う関係をつくらないと、この48橋全部がきちんとできているよという答えは出ないと思うが、その連絡体制があれば教えていただきたい。</p>	<p>△ 水管橋の点検に特化した、橋梁を管理している道路管理者との連絡体制はない。企業団では、管路の保守点検業務委託の中で、水管橋について年1回チェックリストを基に点検しており、自主的な点検を中心に進めていきたい。</p>
<p>○ 年に1回の頻度で目視点検を実施していると理解する。これは公益社団法人日本水道協会が定めている水道維持管理指針に基づいて行われているものだと思うが、この指針の中ではもう一つ決めている。おおむね20年に1回の頻度で計画的な補修を実施することで、これについてはどうなっているか教えていただきたい</p>	<p>△ 水管橋について、これまで計画的に補修してきた実績はない。点検の中でさび汁や管の腐食など不具合が確認できた箇所について、その都度、部分補修をしてきたところである。</p> <p>水管橋の計画的な補修については、本年度に補修計画を取りまとめる予定であり、来年度以降その計画に基づいて補修</p>

質疑・意見	答弁
<p>い。</p> <p>○ 和歌山市の事故では、いわゆる補剛形式の部材であるつり具の破断とか腐食が複数確認されて、そして、補剛部分の安全性がクローズアップされている。したがって、地区水道企業団でも改めて総点検を行って行って、安全な水の送水を行っていただきたい。</p> <p>最後に、2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸の除草剤の撤去について質問する。今回動きがあったので改めてお聞きするが、五ヶ山ダム上流の除草剤の対応については、毎年、福岡市と那珂川市、春日那珂川水道企業団と共に4団体で林野庁に申入れをされているが、今年はどうような内容で行われる予定なのか教えていただきたい。</p> <p>○ その要望日程はもう決まっているのか。</p> <p>○ いよいよ掘削処理がされて撤去してもらえる状況だと今思うが、大きな前進だと思う。毎年毎年繰り返し要求してきたことが、実現になっていることは大きな力になってきていると思う。</p> <p>引き続き、撤去された後、本当にダイオキシンなどの流出が全くなかったかどうかの点検もしっかりしてもらいたい。手前側には水がめがあり、そのことをぜひお願いしたいのと、地区水道企業団が取水を行っている地域は、例えば、那珂川の番托や、多々良川の多々良、筑後川の宮ノ陣など、いずれも上流ではなく下流からであり、そこまで流れてくる間にいろんなものが流れてくるということは前提の上で水を供給していることになっていると思う。</p>	<p>を進めていきたい。</p> <p>△ 2, 4, 5-Tについては、平成4年より関係利水者と要望を行っており、昨年度、国によって調査が行われ、掘削処理を行う方向性になっている。そういう掘削処理の安全かつ速やかな実施について、今年度も関係利水者で佐賀森林管理署及び福岡県に要望活動を行うようにしている。</p> <p>△ 予定は決まっている。</p> <p>△ 水源の水質は大変重要と考えており、引き続き関係機関と連携しながら、水源の安定性や水質について確認していきたい。</p>

質疑・意見	答弁
<p>そこは難しいと思うが構成団体との連携も取りながら、水源地周辺の産廃問題や、そういうものにもぜひ気を配っていただいて水道行政対応をしていただきたいと思う。その点について最後に御所見をお伺いする</p> <p>○ 資料1の11ページのところでは、営業費用の不用額の主なものとして海淡の生産量と言われたが、年間の平均は2.3万トンであり、1万トンごとの生産日数をお答え願いたい。</p> <p>○ 昨年度も4万トン以上がなく、1万トンごとで365日、生産されていた。先ほども安全面、温暖化の面、社会的責務というバランスの問題、広域連携などいろいろな議論があった。報道でも、11水道事業者がダムができてから一度も取水をしなかったとの報道もあった。福岡都市圏はまだまだ人口は減らないと言いつつも、全国的な人口減少が進んでいる。やはり都市圏に集中してくるので、周りのことまで責任が出てくると思う。人の生き方など長期的に見ていかないといけないと思うし、構成団体の中でもっともっとさらなる広域連携していけるような議論ができるようになればと思う。</p> <p>そして、エネルギー問題も大きくて、温暖化が進むのは、人間の経済活動、文化活動であるが、水質の問題もあり博多湾の水がやはり清らかなものでないと、そこから取水されていく重要な施設が私たちの命や健康を守る水を生産している場所なのだが、湧水がかなり減少している。私たちが、地域の団体と一緒に調査していて、8年前からすると何分の1か</p>	<p>△ 海水淡水化センターの令和3年度の1万トンごとの生産日数に対するお尋ねについては、令和3年度の海水淡水化センターの生産日数、日量1万トンの日数が2日間、2万トンの日数が243日間、3万トンの日数が120日間、4万トン以上の生産はない。</p> <p>△ 海水淡水化センターの北隣にヘリポートがあり、これが令和2年3月に供用開始をしている。その関係で、ヘリコプターが飛行することに伴って、隣の海水淡水化センターの近くを離陸、着陸、そのように飛行しており、そのときの音を事務所内でよく感じているが、ヘリポートが出す騒音とか超低周波音の実態把握について、福岡市の港湾空港局を通して国土交通省に測定の要望を今年2月に行っていたが、その回答は、夏と冬の2回、それぞれ1週間程度測定をするという回答がっており、実際に夏の測定としては、7月27日から8月3日まで1週間、海水淡水化センターの屋内と屋外、それぞれ1か所、測定機器を設置し測定が行われたところである。</p> <p>なお、測定の結果については、解析、分析、整理等が必要だとのことで、その結果が出次第、適切な時期にまた御報告をさせていただきたいと思っている。</p>

質疑・意見	答弁
<p>に減ってしまっている。先ほども水源の涵養林の保全とか、これから努めていくといわれていたので、これも企業団がイニシアチブを取れる部分というのは少ないと思うが、ぜひ各構成団体、それを超えるところにも、土の中に酸素を送り込むようなことをしないと、きれいな湧水が湧いてこない、水が湧いてこないということを、いろんな調査をされている教授とかも言われているので、そういった視点もぜひ頭に置いて、この温暖化対策、取組を進めていただけたらと思う。</p> <p>それから、安全面に関して、毎回質問しているが、大事な施設に隣接するヘリポートがある。</p> <p>そこで、前回、所長から、国交省への要望をされているということであったが、それについて進捗、結果などお答えをお願いしたい。</p> <p>○ 雁ノ巣へ定期的に行くと、日によっては、何か事故とかいろんなものがあれば、本当にヘリコプターの行き来が頻繁である。海水淡水化センターで働く皆さんの健康も非常に心配しており、ぜひまた報告をお待ちしている。</p> <p>それからもう一点、水をきちんと安定的に供給していただくための業務を継続するために、前回もBCPについてお答えいただいた。放射性物質の検査もされていることであり、安定ヨウ素剤をぜひ皆さんの分用意していただければと思っている。本来ならば原発をつくっている業者が負担すべきものかなとは思いますが、1粒10円以下のものであり、しっかりその点もこのBCPの中に、業務継続をするために、ヨウ素剤を備蓄というか、しっかりと確保していただきたいと思うが、その点は今後検討するのか、現にも</p>	<p>答弁</p> <p>△ 安定ヨウ素剤の備蓄については、国においては玄海原子力発電所から30キロメートル圏内の原子力災害対策重点区域の住民や自治体職員に向けて配備が行われていると認識している。企業団は同区域には入っておらず、福岡都市圏の用水供給の安定供給を図るため、備蓄の必要性については今後検討していきたい。</p>

質疑・意見	答弁
<p>うしたのか、何かあれば教えていただきたい。</p> <p>○ 福岡市は50キロ圏内の全ての市民の、赤ちゃんも、準備を一応している。毎年備蓄をする場所が増えて、ここのところ増えてきている。避難経路上にも、小学校や中学校や大規模避難所になるところに備蓄をしようということも検討されている。しっかりと業務が継続できると、避難が必要なときはもちろん何かしら避難しなければいけないが、ぜひ検討をよろしくお願したい。</p>	